2

国土交通省における木材利用促進の取組

公共建築物の木材利用に係る国土交通省の施策

国土交通省

官庁施設における木材利用の促進

◎公共建築物の木造化、内装等の木質化の推進 （P3参照）

◎木造関連技術基準類の整備による木材利用の促進

- ・木造計画・設計基準 （P4参照）
- ・公共建築木造工事標準仕様書 （P5参照）
- ・官庁施設における木造耐火建築物の整備指針 （P6参照）
- ・地方公共団体と連携した、木材利用の取組事例集・導入ガイドライン （P7参照）

木造建築技術先導事業

低炭素社会の実現に貢献するため、先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物等の整備に対する助成制度。 （P8参照）

木造建築基準の見直し

木造3階建ての学校等に関する建築基準について、実大火災実験等による耐火性能等の研究を実施（H23～H25）。研究の成果を踏まえ必要な規制の見直しを検討。 （P9参照）

参考　公共建築物以外の木造建築物に関する施策

地域型住宅ブランド化事業

資材供給から設計・施工に至る関連事業グループより供給される地域材を用いた木造長期優良住宅に対する支援（H24より実施）

公共建築物の木造化、内装等の木質化の推進

国土交通省

平成24年度に完成した直轄の木造施設

○横浜植物防疫所つくばほ場 事務・検査棟
他2棟（茨城県つくば市）

○境税関支署庁舎増築棟　他1棟（鳥取県境港市）

○国営昭和記念公園事務所 こもれびの里 主屋
他6棟（東京都立川市）

○国営常陸海浜公園事務所 太陽の広場トイレ棟
（茨城県ひたちなか市）

横浜植物防疫所つくばほ場　事務・検査棟

境税関支署庁舎増築棟

国営昭和記念公園事務所　こもれびの里　主屋

木造関連技術基準類の整備による木材利用の促進

国土交通省

木造計画・設計基準　H23.5制定

目的

公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針
低層の公共建築物については、原則としてすべて木造化を実施

木造の設計手法
既存の設計手法は住宅などが対象で、公共建築物には適用不可

木造公共建築物の整備を効率的に行うため、本基準を制定
木造の官庁施設（事務所用途を主）の設計に関し、必要な技術的事項、標準的な工法をとりまとめ

基準のポイント

- ○ 耐久性　施設を50～60年を目安として使用することを目標
- ○ 防耐火　防耐火の規定を満足しつつ、木材を構造体及び内装、外装に使用する手法を列挙
- ○ 構造計算　事務所用途の荷重に対応するため、原則として、構造計算を実施
- ○ 構造材料　構造計算を行うため、構造体に用いる木材は原則として、JAS材等を使用

木造関連技術基準類の整備による木材利用の促進

国土交通省

公共建築木造工事標準仕様書（平成25年版）　H25.2改定

標準仕様書の位置づけ

国が行う木造の官庁施設の新築、増築等の工事に関し、建築物の品質及び性能の確保並びに施工の合理化のために工事の実施に当たって確保すべき、又は遵守すべき標準的な品質、性能及び施工方法を示したもの。また、契約図書の一部となるもの。

改定のポイント

◎ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び同基本方針を受けて、これまで木造建築工事標準仕様書の主な対象用途を「住宅」から「低層の事務所」に見直し、改定を行った。

◎ 対象用途が代わったことを明確にするため、平成25年版から「公共建築木造工事標準仕様書」に名称変更した。

木造関連技術基準類の整備による木材利用の促進

国土交通省

官庁施設における木造耐火建築物の整備指針　H25.3策定

目的

公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針
耐火建築物とすること等が求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

現状として、事務所用途の木造耐火建築物は、技術的難易度が高く、コスト高になりがちで、実績が非常に少ない。

官庁施設としての性能を満たしつつ、
木造耐火建築物を適切に設計等する手法
を整理した。

現在建設可能な耐火木造の構法

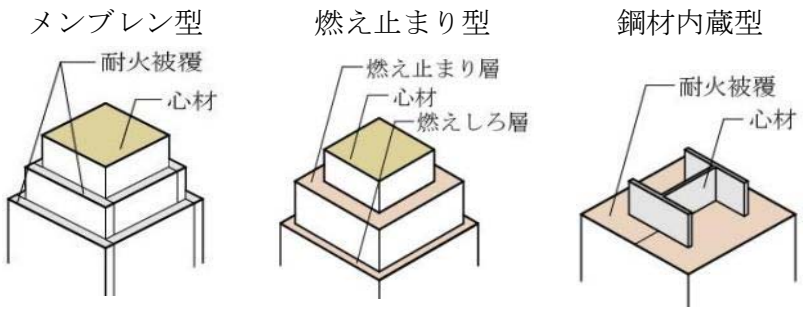

混構造のイメージ

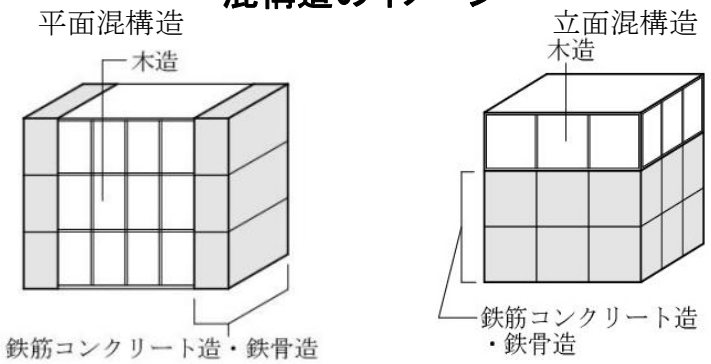

整備指針

第1章　総則
第2章　耐火建築物の技術的要件
耐火建築物の法的要件を整理
第3章　木造耐火建築物の整備に関する技術的事項
現在建設可能な、メンブレン型、燃え止まり型、鋼材内蔵型建築物の技術的事項を整理
第4章　混構造建築物に関する各工法の技術的事項
平面・立面混構造の技術的事項を整理

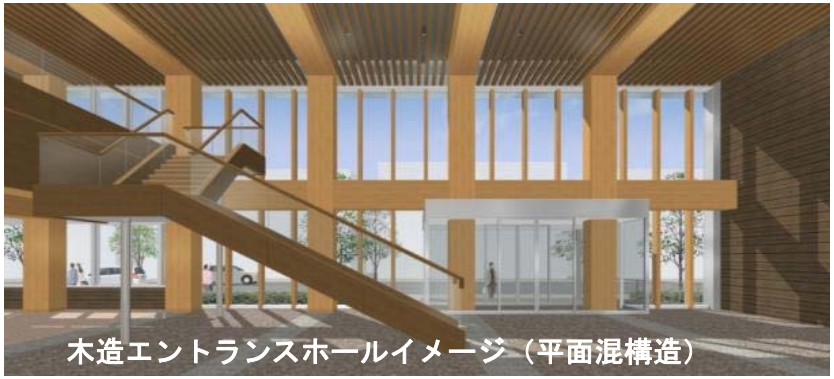
木造エントランスホールイメージ（平面混構造）

木造関連技術基準類の整備による木材利用の促進

国土交通省

地方公共団体と連携した、木材利用の取組事例集・導入ガイドライン

目的

事務所用途以外の公共建築物における**木材の利用を促進**するため、
全国営繕主管課長会議構成員＊ と連携し、関係省庁の協力を得て、
それらの公共建築物の設計等に必要な技術的事項の検討を行い、
ガイドライン等として取りまとめ、情報発信、周知を行う。

＊ 47都道府県＋20政令指定都市の営繕担当課長

取組事例集

（H24．7公表）

事務所用途以外の公共建築物を主に、94件の木材利用の取組に関する事例を収集し、4つのテーマに分類・整理した。

テーマ：関係者の理解の構築

住民参加型の取り組み
【栃木県茂木町　茂木中学校】

テーマ：維持管理上の課題

屋内温水プールにおける防腐・防藻対策
【岡山県真庭市　勝山健康増進施設】

導入ガイドライン

（H25．6公表）

事務所用途以外の公共建築物を主に、設計段階で必要となる技術的事項を設計図面を主に95件の事項・事例を収集し、まとめた。

5・6階耐火木造、4階以下鉄骨造の混構造
【埼玉県・春日部市　ふれあいキューブ】

木材の持つ多様な表情を持たせた事例
【三重県立熊野古道センター】

木造建築技術先導事業

国土交通省

《趣旨》

再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する建築物の整備によって低炭素社会の実現に貢献するため、先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物等の整備に対し、その費用の一部を助成。

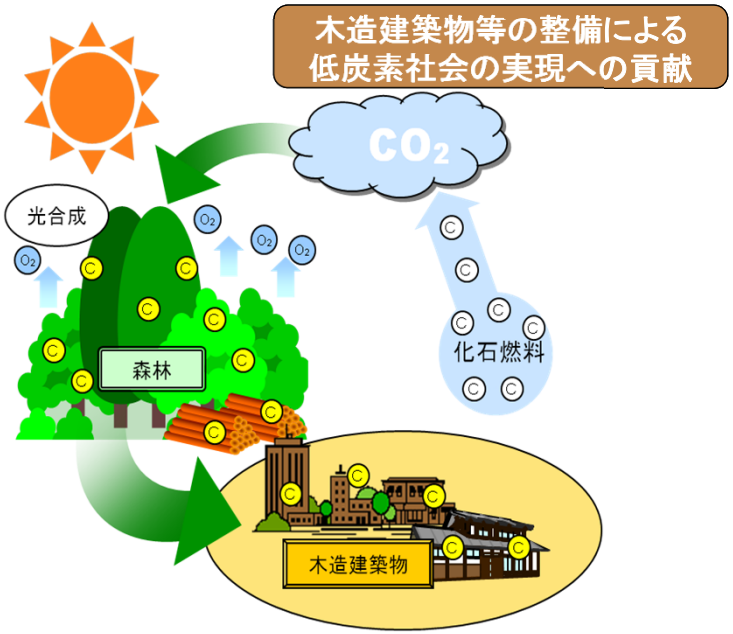

下記の要件を満たす木造建築物等の整備計画を公募によって選定し、木造化・木質化することによる掛かり増し工事費用及び木造化・木質化に係る調査設計計画費用の一部助成を実施。

《補助の要件（先導的木造建築物）》

- 構造・防火面の先導的な設計・施工技術の導入
- 木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有するもの
- 建築基準法等、法令上特段の措置を要する一定規模以上のもの
- 多数の者が利用する施設又は設計・施工に係る技術等の公開等

《補助額》

【調査設計計画費】
建築物の調査設計計画費のうち、先導的な木造化・木質化に関連する費用の1／2の額

【建設工事費】
木造化・木質化することによる掛かり増し工事費用の1／2の額
（ただし、掛かり増し工事費用の算出が困難な場合は、木造化の場合は建設工事費の15%、木質化のみの場合は建設工事費の3．75%の額とすることが可能。）

整備事例

3層構成型耐火集成材を
主要構造部に用いた事務所

ハイブリッド集成材を
主要構造部に用いた事務所

枠組壁工法による
大規模小売店舗

複合公益施設の内装木質化

木造建築基準の見直し【木造3階建て学校の実大火災実験（H23-H25）】

国土交通省

現行の建築基準法では、3階建ての学校等や延べ面積が3,000㎡を超える建築物を木造で建築しようとする場合、主要構造部を耐火構造（※）とする必要があるため、木材を耐火性の高い材料で被覆する等の措置が必要であり、木造らしい建築物の実現が困難。

国土交通省では、平成22年10月施行の木材利用促進法等を受け、木材の利用を促進する観点から、平成23年度より実大規模の木造建築物による火災実験等を実施しており、早期の延焼を防止する性能等の火災に対する安全性を検証している。**→今後、実大火災実験等について得られた技術的知見を総括し、木造建築関連基準の見直しに向けた必要な検討を行う。**

（※）耐火構造は、火災が終了するまで建築物の倒壊及び延焼を防止する性能を有する構造であり、主要構造部に木材を用いる場合には、耐火性の高い材料で被覆する等の措置が必要となる。

＜木造建築関連基準の見直しイメージ＞

①延べ面積が3,000㎡を超える木造建築物は、主要構造部を耐火構造とすることが必要（※）

→ 火災の拡大を3,000㎡以内に抑える防火壁等を設けることで、木造でも建築することができるよう検討

※法第21条第2項　延べ面積が3,000㎡を超える建築物（略）は、第2条第九号のニイに掲げる基準[注]に適合するものとしなければならない。　注：法第2条第九号のニイにおいて耐火構造とすることを要求

②３階建ての学校等は、柱、はり、壁などの主要構造部を耐火構造とすることが必要（※）

→ 区画を超えた早期の延焼を防止する措置等を講じることで、木造でも建築することができるよう検討

※法第27条　次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。（略）

一　別表第一（ろ）欄に掲げる階を同表（い）欄の当該各項に掲げる用途に供するもの

二及び三　（略）

２　（略）

別表第一（抜粋）

	（い）欄	（ろ）欄
（三）	学校、体育館等	3階以上の階

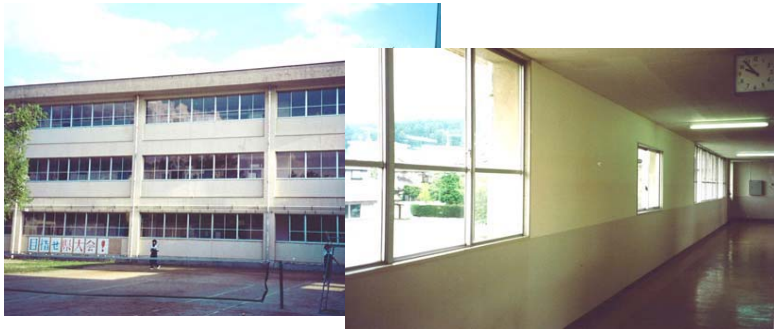

耐火構造の学校

木造の3階建て学校
＜実大火災実験の試験体＞

公営住宅における木材の利用

国土交通省

木造公営住宅の整備の推進

・公営住宅の木造化を推進するとともに、内外装の木質化を推進
・災害公営住宅においても木造化に向けた取組の実施

木造により最初に完成した災害公営住宅

福島県相馬市
ばばのやまだ
馬場野山田団地
（H24.8完成）

・一同に会して夕食をとる食堂エリアや団欒の場となる畳コーナーのある共助スペースを設置

地元産材を活用したURによる木造災害公営住宅

岩手県大槌町
おがくち
大ヶ口団地
（H25.8完成）

・大槌町からの要望に沿って、URが地元産材を活用し、伝統的な景観を形成する復興のシンボルとなる住宅を整備

木造公営住宅の推進及び内外装の木質化

・天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することで、内装及び外装の「木質化」をはかる。

山口県美祢市
みね・らいふだい
美祢・来福台
県営住宅
（H19完成）